

八王子市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 目的

八王子市では、地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、本市における地球温暖化対策に係る普及啓発の拠点として、地球温暖化対策に関する普及啓発を適正かつ確実に実施できる団体を「八王子市地球温暖化防止活動推進センター」（以下「クールセンター八王子」という。）として指定することから、当該指定を申請する団体（以下「申請団体」という。）を募集する。

2 クールセンター八王子の役割

クールセンター八王子は、自ら地球温暖化対策に関する普及啓発を実施するほか、地球温暖化防止活動の中間支援拠点として、地域の様々な活動団体（市民活動団体、地元企業、市内の大学等）、地球温暖化防止活動推進員との連携・交流等を活性化する事業を非営利活動団体の特性を活かすとともに、公共性を十分に理解し、実施する役割が求められる。

3 応募対象

申請団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次のいずれの要件も満たすものとする。

【要件】

- (1) 市内において地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動実績があること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号。）第3条に規定する公職をいいます。）にある者（候補者を含みます。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する活動を行う団体でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。

4 指定期間

令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで（3年間）

5 クールセンター八王子で行う事業

法第 38 条第 2 項各号に基づき、事業を行うものとする。本事業における主な業務内容は、別紙 1「業務説明資料」に記載する。なお、業務の実施にあたっては、業務説明資料及び提案内容を踏まえて、市と協議のうえ、行うこととする。

参考：地球温暖化対策の推進に関する法律 第 38 条第 2 項

地域地球温暖化防止活動推進センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

6 クールセンター八王子の活動経費

クールセンター八王子の活動経費は、別紙 1「業務説明資料」に記載されている「2 業務内容」については市からの委託費、「3 環境省関係事業」については補助金等、「4 自主事業」については指定を受けた団体、でまかなうこととする。なお、「2 業務内容」は、毎年度歳入歳出予算が八王子市議会で可決された場合、実施する。

7 クールセンター八王子の実施拠点

申請団体は、八王子市北野余熱利用センター等（八王子市北野町 596 番地 3）の一部を実施拠点とするものとする。

なお、実施拠点を増設したい場合、市と協議したうえで、市内の事務所を自ら用意して実施拠点とすることができるものとする。

8 参加申込書の提出等

(1) 申請期間

令和3年(2021年)12月1日(水)から12月20日(月)まで

(2) 提出書類

参加申込書(別添様式1)に次に示す書類を添付し、提出すること。

ア 会社概要及び実施体制(別添様式2)

イ 活動実績書(別添様式3)

ウ 確認書(別添様式4)

エ 定款又は寄附行為の写し(最新のもの)

オ 登記事項証明書(発行日から半年以内かつ最新のもの)

カ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

キ 収支計算書(直近の1年分)

ク 貸借対照表(直近の1年分)

ケ 財産目録(直近のもの)

ただし、上記キ及びクについては、法人設立直後で当該書類がない場合は、直近1年以内のこれらに準じる書類を添付すること。

(3) 提出部数

原本1部 写し2部 ア及びイのみ7部

(4) 提出方法

窓口持参又は郵送(当日必着)

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。また、提出書類について、八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号)に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除いて、公開する。

(6) 申請に関する質問

申請に関する質問がある場合は、質問書(様式自由)に、団体名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問事項を記載し、令和3年(2021年)12月9日(木)までに、12 問い合わせ先へ電子メールにて送付すること。

9 提案書の提出等

(1) 提出期間

令和4年(2022年)1月17日(月)から1月19日(水)まで

(2) 提出書類

八王子市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式 5）に、事業提案書（別添様式 6 - 1）及び事業提案書（事業別）（別添様式 6 - 2）を添付し、提出すること。なお、別紙 2「事業提案書作成上の留意事項について」に基づき、添付書類を作成すること。

(3) 提出部数

原本 1 部 写し 9 部

(4) 提出方法

窓口持参又は郵送（当日必着）

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。また、提出書類について、八王子市情報公開条例（平成 12 年八王子市条例第 67 号）に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開することとする。

10 指定団体の選定について

(1) 評価方針

選定検討会・選定検討会事務局において、クールセンター八王子としての適格性や事業の実施能力等について書類審査及び意見聴取を行い、適切な団体かを評価する。選定検討会・選定検討会事務局の評価を参考に市長が最も適切な申請団体を指定する。

(2) 選定方法

選定検討会・選定検討会事務局において、評価項目ごとに 5 段階評価を行い、評価項目ごとに割り振られた配点に、評価段階ごとに設定した加点割合をかけて、点数化する。120 点満点中、70 点以上を獲得した団体が選定対象となる。なお、70 点以上の団体が複数ある場合は、より高い得点を獲得した団体を指定予定団体として選定する。

(3) 一次評価（書類審査）

選定検討会事務局において、提出書類等を確認し、参加資格の有無、財務能力及び活動実績等についての評価を行う。なお、一次評価では二次評価を行う者を 3 者まで選定し、評価結果は通過者のみに通知する。

(4) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次評価で選定された者について、プレゼンテーション及びヒアリングにより、実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、団体代表者又は担当者が行うこととする。

- ア 実施日
令和4年(2022年)2月4日(金)
- イ 実施場所
八王子市役所本庁舎7階 701会議室(八王子市元本郷町三丁目24番1号)
- ウ 選考基準
二次評価は、「別紙3 評価基準」を基に総合的観点から検討を行う。
- エ その他
実施日時に変更がある場合は、令和4年(2022年)1月27日(木)午後4時までに通知する。

11 その他の事項

(1) 業務の引継ぎについて

指定団体にはクールセンター八王子として指定する前に、各業務の引継ぎ等を行う。また、指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期クールセンター八王子等に業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを行う。

(2) 委託業務の包括委託の禁止

市が委託する業務の全てを包括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、市長が認めた場合、この限りではない。

12 問い合わせ先

八王子市環境部環境政策課(八王子市役所 本庁舎地下1階)
 担当 峯岸、高橋、綱川
 住所 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
 電話番号 042-620-7384(直通)
 メール b110400@city.hachioji.tokyo.jp

13 指定までのスケジュールについて(予定)

令和3年(2021年)12月1日(水)	公募受付開始
令和3年(2021年)12月9日(木)	質問受付期限
令和3年(2021年)12月20日(月)	公募受付期限
令和3年(2021年)12月24日(金)	一次評価 結果通知
令和4年(2022年)1月19日(水)	二次評価 提出期限
令和4年(2022年)2月4日(金)	二次評価(プレゼン及びヒアリング)
令和4年(2022年)2月8日(火)	二次評価 結果通知・選定
令和4年(2022年)4月1日(金)	指定・委託開始

業 務 説 明 資 料

本業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、指定団体の選定に限る募集条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 開館日・開館時間

原則、週 5 日、午前 9 時から午後 5 時までを開館とする。(北野余熱利用センターの休館日を除く。)

2 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

2-1 地球温暖化対策の取組

(1) 講座の開催

以下に掲げる内容の講座について、開催すること。また、開催にあたっては、会場のほか、インターネット上など広く普及啓発する方法を検討し、実施すること。

例) 家庭の省エネルギー、みどりのカーテン、再生可能エネルギー、エコドライブ、事業者の省エネルギー、地球温暖化対策(適応策) など

(2) 地球温暖化防止普及啓発イベントの開催

市民等に対し、地球温暖化防止を普及啓発するため、一定規模のイベントを開催すること。また、開催にあたっては、会場のほか、インターネット上での開催など広く普及啓発すること。なお、運営にあたっては、事故等が生じない安心安全なイベントになるよう努めること。

(3) イベントへの出展

以下に掲げるイベントについて、地球温暖化防止を普及啓発するブースを出展すること。

例) 八王子環境フェスティバル、あったかホールまつり、戸吹クリーンフェスタなど

(4) エコアクションポイント制度の運用

市が実施するエコアクションポイント制度について、次に掲げる事務を行うこと。

ア 制度への参加登録を促進すること。

イ 新規参加登録者の受付及び審査を行うこと。

ウ 新規参加登録者に対して、会員証を新規発行すること。

エ 会員からの紛失等による再発行の対応を行うこと。

オ 会員証は、市の指定する様式を使用することとし、様式用の紙は、事前に用意すること。

カ ポイントの取得状況を記録し、毎月報告すること。また、ポイント取得状況を公開すること。

キ ポイント交換の対象となる商品を購入及び発送すること。

ク 会員向けの通信誌を年 2 回以上発行すること。なお、通信誌は、以下の内容を掲載すること。

例) 市のイベント情報、はちエコポイント、講座、省エネに関する情報など

ケ エコアクションポイント対象事業の参加を促進するよう努めること。

コ エコアクションポイント制度を適正かつ能率的に運営するため、市へ協力すること。

(5) はちおうじ省エネ国事業

市が実施するはちおうじ省エネ国事業について、省エネ国チェックシートの提出数が増加する策を講じること。なお、チェックシートの提出者に対し、翌月末までに 1 年間の取組成果が分かる感謝状を発行すること。

(6) 家庭の省エネチャレンジ事業

市が実施する省エネチャレンジ事業について、町会・自治会等や小・中学校の児童・生徒等の各家庭で取り組んだ省エネチャレンジの成果について集約すること。

(7) みどりのカーテン普及事業

市が実施するみどりのカーテンコンテストについて、市民・事業者等へ広く普及を促すよう募集及び運営を行うこと。また、みどりのカーテンの育成講座等を開催し、ゴーヤの種等の配布を行いコンテストの応募を促進すること。

(8) エコアクション 21 の認証・登録の支援

市が実施する自治体イニシアティブ・プログラムについて、運営に協力すること。また、エコアクション 21 を広く普及するため、事業者へ情報提供を行うこと。

(9) 中小事業者省エネ改修等推進事業補助制度の運用

市が実施する中小事業者省エネ改修等推進事業補助制度について、申請及び実績報告の受付審査を行うこと。

(10) 地球温暖化対策地域協議会の運営

市、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）及び事業者等で構成する地球温暖化対策地域協議会を年 2 回程度、開催すること。また、同協議会の出席者に謝礼を支払うこと。なお、開催後速やかに議事録を作成し、市に確認すること。

(11) 推進員の活動支援

市が委嘱した推進員に対し、以下に掲げる活動支援を行うこと。

例) 自発的な活動支援、イベント等への参加促進、推進員対象の連絡会等を開催、推進員との連絡調整、推進員への活動費の支払など

2-2 クールセンター八王子の運営に関すること

(1) 施設、備品及び消耗品の維持・管理

施設、備品及び消耗品の維持・管理及び施設の施錠・開錠を行うこと。なお、既存の物品等以外

に業務に必要と思われる物品等については、受託者において調達し、管理すること。

(2) 事業計画書の作成

年間の事業計画書を作成し、年度当初速やかに市に提出すること。なお、事業計画に変更があった場合は、事前に市へ相談のうえ、速やかに文書で報告し、承諾を得ること。

(3) クールセンター八王子の利用状況や管理運営に関する記録の作成・報告

利用状況や管理運営に関する記録を整理した月報を作成し、利用状況等を記録し、月毎に翌月 10 日までに市に報告すること。

なお、3 月分の報告については、当該契約年度内までに行うこと。

(4) 担当者の報告

年度当初速やかに業務に従事する担当者を明確にし、市に報告すること。なお、担当者に変更があった場合は、速やかに報告すること。

(5) 市と受託者による定例調整会議

毎月 1 回、クールセンター八王子の運営について話し合うため、市と受託者による調整会議を開催すること。なお、開催後速やかに要点録を作成すること。

(6) Web サイトの作成・管理・公開・更新

クールセンター八王子の Web サイトを作成・管理し、また、以下に掲げる情報を公開し、随時更新すること。なお、市から Web サイトの内容の変更を求められた場合は、速やかに対応すること

例) クールセンター八王子の概要・業務内容、家庭の省エネルギー、中小事業者の省エネルギー、講座・イベント、推進員の概要・活動状況、国等の環境行政に関する推進事業など

(7) パンフレット・チラシの作成・配布

市民への地球温暖化防止に関する情報について周知するため、ペーパーレスの観点を踏まえながら、必要に応じて、パンフレットを作成・配布すること。また、市の実施する事業について、パンフレット・ポスターの作成・配布に協力し、広く周知に努めること。

(8) 相談窓口の設置

地球温暖化防止に関する市民・事業者等からの相談に対応すること。

(9) 市民・事業者への情報提供

家庭・事業者の省エネルギーなどの地球温暖化対策、再生可能エネルギーの普及促進など国や都の情報を収集し、市民・事業者へ情報提供を行うこと。

(10) 関係機関との事業連携

国、都、市等との事業連携を強化し、市の取り組みを発展させること。

(11) 事業報告書の作成

本業務の完了に際し、契約期間中に行った業務の内容について、事業報告書を作成し、市に提出すること。なお、事業報告書に対する市の意見等は、可能な限り、次年度業務へ反映すること。

(12) 環境学習拠点としての協力

北野余熱利用センターは、環境学習拠点として、市民等に環境教育・環境学習の場を提供していることから、環境学習拠点としての活動に協力すること。

(13) 情報の収集・提供

地球温暖化の現状・民間企業や他の地域地球温暖化防止活動推進センター等の動向について、情報収集を行い、市民等に提供すること。また、必要に応じて、講座等の実施に活用すること。

3 環境省関係事業

環境省では地域地球温暖化防止活動推進センターが地域の人材を活用して、CO₂削減を行う事業等に対する支援をしており、指定団体が申請し、認められた場合は、環境省からの補助金等を活用した事業を実施することができる。

なお、補助金等を活用するためには、環境省の受付窓口である関東地方環境事務所や環境省から事業委託を受けている全国地球温暖化防止活動推進センターとの調整が必要となる。

※令和3年度環境省補助事業の例「地域における地球温暖化防止活動促進事業」

4 自主事業

上記の事業以外に自主財源により、クールセンター八王子として地球温暖化防止に寄与する独自事業を市と協議のうえ、企画・実施することができる。

事業提案書作成上の留意事項について

1 事業提案の内容について

事業提案書の作成にあたっては、新規事業又は「別紙1 業務説明資料2-1 地球温暖化対策の取組」に独自提案を加えた事業を提案してください。

また、事業提案書には、事業実施に直接関連する指標（講座〇回/月など）のほか、成果に関する指標（参加者〇人増加など）について、可能な限り記載してください。

なお、提案する事業において、実施場所の制限は特にありません。

2 事業予算の目安について

提案する事業は、次の予算を目安に作成してください。市委託事業については、「別紙1 業務説明資料」の業務実施に必要な費用も踏まえて、事業提案書を作成してください。なお、事業予算の目安として提示した金額は、指定後の予算額を示すものではなく、クールセンター八王子としての適格性（申請団体の企画能力等）を判断するため、便宜上設定したものととなります。

【事業予算の目安】

	クールセンター八王子に期待される事業	事業予算の目安（税込）
1	市委託事業 （業務説明資料で示す業務など）	2,400万円程度
2	環境省関係事業 （地域における地球温暖化防止活動促進事業）	600万円程度 （うち補助率は9割を想定）
3	自主事業 （事業者の負担で実施する事業）	定めなし

* 事業予算の目安は、1事業年度の予算額を設定しています。



* 事業予算には、郵送料金、会場費、印刷費等の経費も積算することとします。

なお、光熱費及び施設修繕費は、経費として積算しないで構いません。

評 価 基 準

評 価 項 目	評 価 内 容	配 点
業 務 能 力	クールセンター八王子の業務を安定して行う人的能力があるか。	12
	理事会等の運営組織があるか。	8
	クールセンター八王子の業務を安定して行う財務能力があるか。	12
	IT等を活用した情報発信を行う能力があるか。	12
活 動 実 績	地球温暖化対策に関連した十分な活動実績があるか。	8
	地域ネットワークを活かした活動実績があるか。	8
事 業 計 画	クールセンター八王子に期待される役割を理解し、事業計画に反映されているか。	12
	事業提案の具体性・実現可能性が見込めるか。	12
	市民・事業者に訴求力のある普及啓発・広報企画が盛り込まれているか。	12
	行政、市民活動団体、民間事業者等と連携していく意思があるか。	12
	主体性をもって市内の温暖化防止活動をリードしていく意思があるか。	12
計		120

備 品 一 覧

NO.	名 称	概 要	数 量
1	机		11 台
2	いす		31 脚